

第15回教育委員会定例会 案件表

○日時

令和5年8月4日(金) 午前10時00分から

○議題

1 議案

- (1) 議案第37号 練馬区立小学校教科用図書採択について (資料1)

2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第1号 教科書採択にあたって教職員の意見を尊重し、採択に反映させることを求める陳情書〔継続審議〕
- (3) 令和5年陳情第2号 小学校教科書採択に関する陳情書

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
- ① その他

資 料 1	
-------	--

議案第 37 号

練馬区立小学校教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 4 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立小学校教科用図書採択について

別紙のとおり採択するものとする。

小学校教科用図書（令和6～9年度使用）一覧

（令和6～9年度使用）

国語	書写	社会	地図	算数	理科
3種類	3種類	3種類	2種類	6種類	6種類
東京書籍	東京書籍	東京書籍	東京書籍	東京書籍	東京書籍
教育出版	教育出版	教育出版	帝国書院	大日本図書	大日本図書
光村図書	光村図書	日本文教出版		学校図書	学校図書
				教育出版	教育出版
				啓林館	信州教育出版
				日本文教出版	啓林館

生活	音楽	図画工作	家庭	保健	英語
7種類	2種類	2種類		6種類	6種類
東京書籍	教育出版	開隆堂出版	東京書籍	東京書籍	東京書籍
大日本図書	教育芸術社	日本文教出版	開隆堂出版	大日本図書	開隆堂出版
学校図書				大修館書店	三省堂
教育出版				文教社	教育出版
信州教育出版				光文書院	光村図書
光村図書				Gakken	啓林館
啓林館					

道徳
6種類
東京書籍
教育出版
光村図書
日本文教出版
光文書院
Gakken

○ が採択図書

2023年7月4日

教科書採択にあたって教職員の意見を尊重し、採択に反映させること
を求める陳情書

練馬区教育委員会
教育長 堀 和夫 様

要旨

教科書採択にあたっては、教職員の意見を尊重し、採択に反映させること

理由

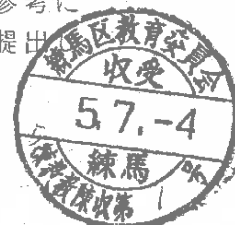
今年度は、小学校教科書の採択の年にあたります。

現在の制度では、「教育委員会が教科書を採択する」ことになっていますが、子どもたちによりよい教科書を手渡すためには、日々子どもたちと一緒に教科書を使って授業をすすめ、子どもたちが理解する道筋や、つまづきやすい内容・場面などを熟知している教員の意見を十分にくみとった上で採択が行われることが不可欠だと考えます。

日本政府も批准しているILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」は、「8. 教員の権利と責任」の中で「教員は、児童・生徒に最も適した教材および方法を判断するために格別の資格を認められたものであるから、承認された計画の枠内で、教育当局の援助を受けて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の適用について不可欠な役割を与えられるべきである。」「教員と教員団体は、新しい課程、新しい教科書、新しい教具の開発に参加しなければならない。」と述べています。

ところが、練馬区ではここ数年、学校意見を聞くことをやめ、教育委員5人の多数決だけで教科書を採択しています。調査委員の分析に基づく答申を参考にしていることをもって教員の意見も聞いている、としますが、それは一部の教員であり、人選の仕方でも偏りも生じます。

2020年度の教科書採択では、教育委員会後開示された教科書協議会の答申やその元となる調査委員会報告を見てもどの教科書が現場で教える教員にとって使いやすいかの観点では書かれておらず、教育委員の皆さんが選ぶ参考になるものにはなっていません。おそらく、見本展示会に訪れて意見を提出



たもののほうが、率直に使うことになる教員の立場で書かれており、参考になるのではないかと思われまふ。教育委員も参考にしたということですが、開示されないので実際のところはわかりません。教員向けの見本本展示会場を作っても教員は多忙で、校長からの働きかけもなく、その会場の教員でさえも誰も見ていない会場がありました。このままではますます決められた教科書で教えるだけの受け身の教員になっていきます。

2019年度は、小学校教科書の採択の年でした。教員向けの見本本展示会場を作っても教員は多忙で、校長からの働きかけもなく、その会場の教員でさえも誰も見ていない会場がありました。実際に現場の教員が教員向けの展示会に赴いて見本本を検討した教員は67人で、意見を提出した教員は18人でした。これは練馬区の小学校教員のそれぞれ4.2%、1.1%にすぎません。今年度はそれぞれ48人、11人、中学校教員の6.2%、1.4%でした。

採択の教育委員会の議論を聞いても見やすさや写真の量など本質的でない意見が出されています。教育委員は専門家ではなく、教育委員の立場からしても大量の教科書の細部まで検討することは不可能です。また、最後に教育委員会で決めるにしても、それまでに多くの教員の検討も経なければ民主的な選定とは言えません。

中学校教科書が採択された2020年度の教育委員会の議論を聞いても数学と英語で今まで議論にも上がらなかった数研出版、光村図書が選ばれた理由がわかりませんでした。教科書協議会の答申やその元となる調査委員会報告を見てもわかりません。特に英語に関しては、「使いにくい」という声しか聞きません。なるべく現場で教えることになる教員の率直な意見を反映したものにするためにはかつて行われていた学校ごとの意見を提出する方式に戻すべきです。

来年度使われる小学校教科書の見本本の展示会について、C4thの文書連絡では今年5月10日付け校長充て文書が小学校の各教員に送られ、小学校各校の校長に職員への周知を求めています。職員朝会や職員会議で教員向け展示会が開かれることを伝えた校長はほとんどいませんでした。その結果、ほとんどの教員が知らないままに展示の期間が6月9日に終わってしまいました。

かつて練馬区では、子どもたちによりよい教科書を手渡すとりくみのひとつとして、検定に合格した教科書を現場の教員と研究者の協力を得て分析・検討しながら、『教科書検討資料（研究報告書）』を作成し、学校現場の教員の意見を参考にしながら教科書採択が行われてきました。

来年度の中学校教科書採択にあたっては、直接子どもたちの教育に携わる教職員の意見が十分尊重されるよう上記「要旨」の陳情をいたします。

2023年7月17日

練馬区教育委員会
教育長 堀 和夫 様

小学校教科書採択に関する陳情書

代表者 住所
氏名
電話

要旨

1. 教科書の採択にあたっては、学校現場の教員の意見を十分尊重して採択すると共に、採択の過程と規準を区民に説明し、公開すること。加えて、採択した教科書についてその理由を説明すること。
2. 教育出版の社会の教科書には、核兵器廃絶に対する国の姿勢について事実と異なる記述があること、また自衛隊の災害救援活動について誤解が生ずる恐れがあることから、これを教科書として採択しないこと。
3. 道徳の教科書については、別冊が附いていたり、児童の学びについて単元毎に自己評価を求めたりする教科書は、採択しないこと。
4. 今回の教科書には、複数の教科でSDGs（持続可能な開発目標）に関する記述が見られるが、目標の確認だけではなく、単元の指導内容と関連づけ、科学的知見に基づいた現状の理解が可能となる教科書を採択すること。

理由

1. 文部科学省は2022年3月31日、各都道府県教育委員会教育長宛に「教科書採択における公正確保の徹底等について」と題する通知を出しました。その中で、教科書の採択権者である教育委員会等が、保護者や地域住民に採択結果やその理由について説明責任をはたすことを求めています。また、各学校から希望を聴取する場合の手続きや聴取を踏まえた審査についても、採択権者の責務を定めています。教科書の調査研究については、調査員等が作成する資料の充実に努めるため、保護者等の意見を踏まえることを強調しています。

これまでの教科書採択に関する陳情において、学校現場の教員の意見を聴取するための期間やそのための態勢を取ること、区民が意見を表明できるよう教科書展示会の期間を十分確保することを求めてきました。今回の教科書採択に際して、教員や区民の声をどのように聴取し、どのような規準に基づいて採択したのか（採択の理由）、これらについて区民に公開し、説明するよう求めます。

2. 教育出版の社会の教科書（6学年）では、核兵器廃絶に関する誤った記述がなされています。我が国の姿勢について「核兵器のない平和な世界を目指す運動で、世界の中でも重要な役割をになっています。」「国連でも、核兵器のおそろしさや核兵器廃絶の大切さを世界にうったえる取り組みを続けています。」と書かれています。しかし、我国は国連の核兵器禁止条約の批准・発効に一貫して背を向けて、「核の傘」に強く依存した姿勢をとっているのが実態です。こうした事実を無視した、誤った記述は許されません。第二に、自衛隊の災害救援活動について誤解を招くことが予想されます。社会の教科書（6学年）には、「災害派遣で出動した自衛隊」の写真が掲載されていますが、その



中心に大きく写っているのは、自衛隊員が搭乗している戦車です。この戦車には、「災害派遣」と書かれたもの(布?)が貼付されています。災害の救援に際して、戦車を派遣する必要はありません。

3. 2018年度より「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図ったとされる「特別の教科道徳」が小学校の新たな教科として開設されました。「考える道徳」という観点から、小学校の道徳の教科書をみると、まず単元の多さに驚かされます。1学年では34、2学年以上では35ですが、この数は学年の年間授業時間数と同一です。こうした教科書の編成は、当初から全く変更されていません。1単元1時間(45分)の授業で、考えたり議論したりする授業を展開することは、かなり難しいと思います。学習指導要領では、「一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れる」工夫を推奨していますが、指導時間の不足は解決できません。結果として、考えたり、議論したりすることはおろそかになり、道徳的な価値を押しつけることにならないでしょうか。また、単元のねらいや内容が、複数の教科の知見や多様な観点に基づいて考えると、検討すべき問題を含んでいるものになっていることがあります(たとえば、「かぼちゃのつる」(1学年)、手品師(5・6学年)など)。

道徳の教科書採択にあたっては、教科書の既定方針に沿って自己評価を強く求めがちになる別冊の附属している教科書や単元毎に自己評価を求めている教科書を採択しないよう求めます。

4. 複数の教科においてSDGs(持続可能な開発目標)の17の目標に関する記述が見られますが、我が国は、諸外国と比較して全般的にこれらの目標に関する理解度が低いといわれています。とりわけ、ジェンダー(目標5)や気候変動(目標13)への対応の遅れが目立っています。

学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」を謳い、地域社会や企業との連携を重視しています。しかし、SDGsの目標については、地球規模のグローバルな視点から現実を科学的に理解する必要があります。したがって、各教科固有の科学的な知見に基づいて現状を理解することができる教科書を採択するよう強く希望します。

以上